

大きな地震が発生したら

春日部市の災害時医療救護について

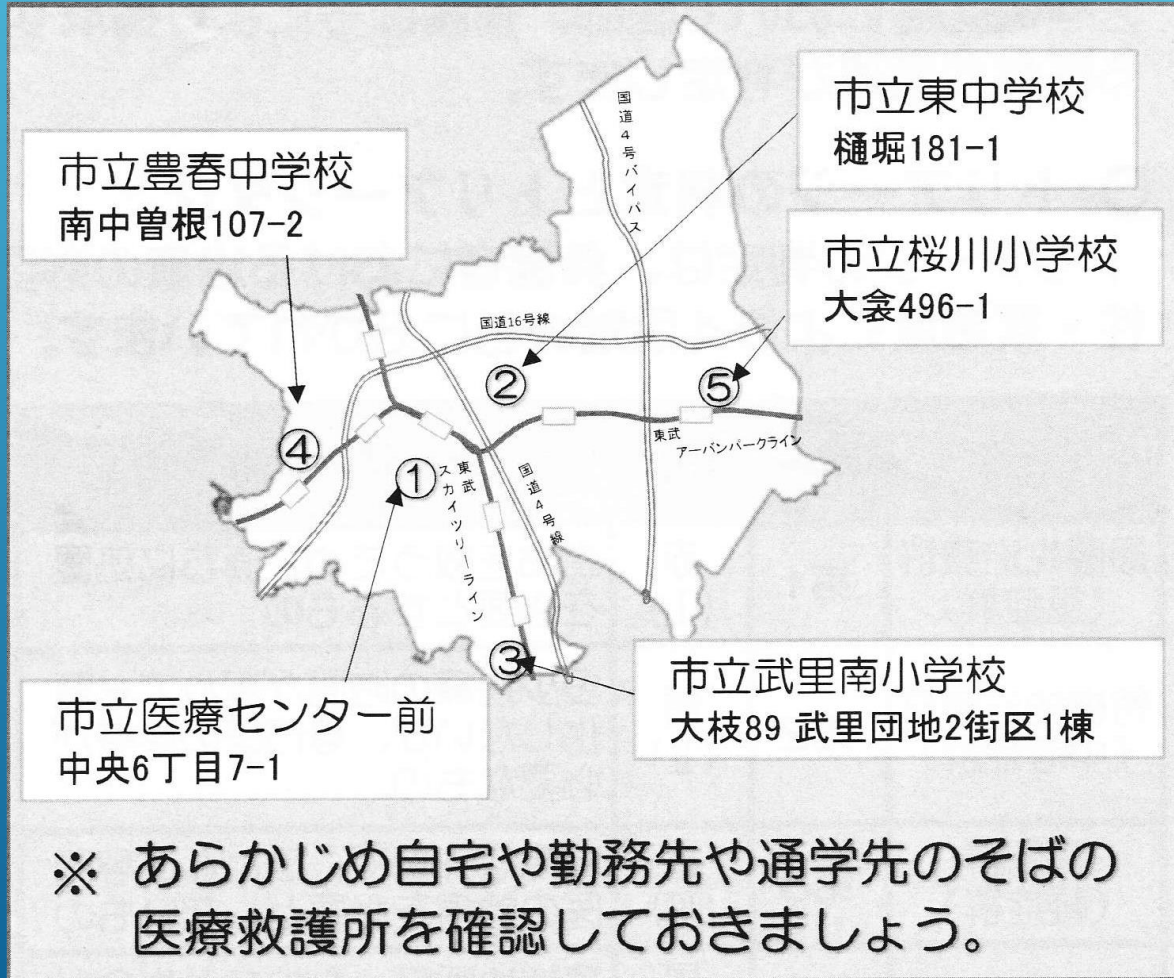
“

○医療救護所が開設されます

”

春日部市が震度5強以上の強い地震にみまわれた場合、市内5カ所に医療救護所が設置されます。

○医療救護所が開設される場所



・ **市立医療センター前**
中央6丁目7-1

・ **市立東小学校**
樋堀181-1

・ **市立武里南小学校**
大枝89 武里団地2街区1棟

・ **市立豊春中学校**
南中曾根107-1

・ **市立桜川小学校**
大衾496-1

“ ○医療救護所の役割

医療救護所では、医師等医療関係者が

1. 傷病者のトリアージ
2. 軽傷者中等症者への応急手当
3. 重傷者の後方医療機関への搬送手続

などの医療救護活動を行います。

”

“

○市内の診療所等は原則封鎖します

診療所等は医師等医療関係者が医療救護所従事のため封鎖しています。また総合病院等は重傷者対応で診療を受けられない場合があります。

震度5強以上の地震により、ご自身や身の周りの方がケガをされたり、具合が悪くなったときには、もよりの医療救護所へ向かいましょう。

”

“ ○トリアージが行われます”

トリアージとは、限られた医療スタッフや医薬品治療を行うため、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、負傷者の重症度や緊急度などによって治療や搬送の優先順位を決めることです。

災害の発生などにより、多くの傷病者が同時に発生した時などに実施されます。

災害時のトリアージは、災害現場、応急救護所や医療機関等において医師、看護師等により構成する医療救護班が判定します。

○トリアージの判定とトリアージタグ

トリアージの判定は、負傷者における治療の必要性・緊急度により4段階の色に分かれています。

分類	順位	識別票	症状の状態
最優先治療群 (重症群)	第1	赤 (I)	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの
待機的治療群 (中等症群)		黄 (II)	
保留群 (軽症群)	第3	緑 (III)	軽易な外傷で、ほとんど専門医の診療を必要としないもの
死亡群		黒 (0)	

救護訓練開会式



訓練には春日部市長、市議会議長、春日部医師会理事長をはじめ多くの関連機関の方が参加されました。

医療救護所



市立武里南小学校（体育館）



負傷者の収容



トリアージの実施



トリアージの判定



↑ 重傷群

後方医療機関への搬送 →

